

# 資 料

(エネルギー関係諸税)

## 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定

### 第 4 章 平成 22 年度税制改正

#### 11. 検討事項

##### 〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

## 所得税法等の一部を改正する法律（抄）

### 附 則

#### （地球温暖化対策のための税についての検討）

第四百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

#### （車体課税についての検討）

第四百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

## 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 21 年 12 月 22 日  
閣 議 決 定〕

### 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

#### 7. 個別間接税

##### （1）基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課すことは、実質的に二重の負担をもたらすこととなります。したがって、個別間接税については、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきです。

一方で、個別間接税に関連し、「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されています。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方です。

「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討も進めます。

# 地球温暖化対策基本法案の概要

## 法律の必要性

- 鳩山総理大臣の国連演説に基づき、地球温暖化対策を推進するため、中長期的な排出削減目標を設定し、あらゆる政策を総動員することを明らかにする必要がある。

## 法案の概要

### 目的

- 地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応が人類共通の課題であり、国際的枠組みの下で取り組むことが重要であることにかんがみ、温室効果ガスができる限り排出されない社会を実現するため、経済の成長、雇用の安定及びエネルギーの安定的な供給の確保を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

### 基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
  - 新たな生活様式の確立等を通じて、経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出削減ができる社会を構築
  - 国際的協調の下の積極的な推進
  - 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
  - エネルギーに関する施策との連携、エネルギーの安定的な供給の確保
  - 経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る 等

### 中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)
- 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

### 基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

### 基本的施策

#### 《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- 国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- 地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- 再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

#### 《日々の暮らし》

- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 自発的な活動の促進
- 教育及び学習の振興
- 排出量情報等の公表

#### 《国際協調等》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進

#### 《地域づくり》

- 都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- 自動車の適正使用等による交通に係る排出抑制
- 森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地方公共団体に対する必要な措置

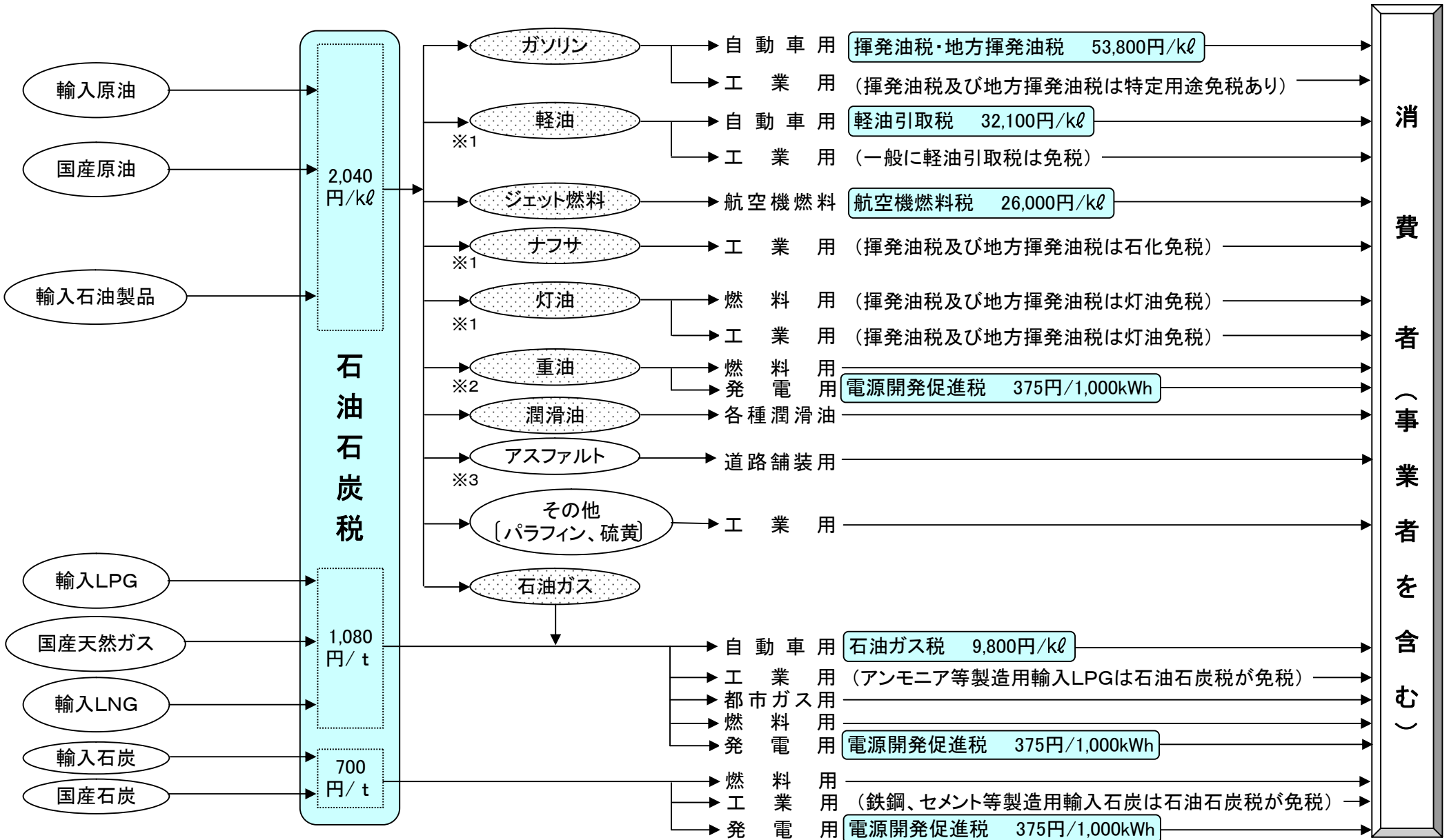
#### 《ものづくり》

- 革新的な技術開発の促進
- 機械器具・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- 地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

#### ➤ 原子力に係る施策

- 地球温暖化への適応 等

# エネルギー課税の状況



消費者(事業者を含む)

※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付  
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付  
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

## 自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要（平成22年度予算・地方財政計画額）

	税 目	課 税 物 件	税 率	22年度税込	備 考
国      税	揮 発 油 税	揮 発 油	48,600円/kl (本則税率：24,300円/kl)	億円 25,760	・国の一般財源
	地方揮発油税	揮 発 油	5,200円/kl (本則税率：4,400円/kl)	2,756 (うち地方譲与分 2,756)	・地方の一般財源として全額譲与
	石油ガス税	自動車用石油ガス	17円50銭/kg	240 (うち地方譲与分 120)	・税込の1/2は地方の一般財源として譲与
	自動車重量税	乗用車、トラック、バス、軽自動車、バイク等	(例) 乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・自家用 5,000円 ・営業用 2,700円 (本則税率：いずれも2,500円)	7,535 (うち地方譲与分 3,065)	・税込の一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付 ・税込の407/1000は地方の一般財源として譲与
	石油石炭税	原油、石油製品、天然ガス、石油ガス、石炭等	・原油、石油製品 2,040円/kl ・天然ガス、石油ガス等 1,080円/t ・石炭 700円/t	4,800	・燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策財源
	航空機燃料税	航空機燃料	26,000円/kl	910 (うち地方譲与分 140)	・空港整備財源及び地方空港対策費
	電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 375円	3,300	・電源立地対策及び電源利用対策財源
地   方  税	軽油引取税	軽 油	32,100円/kl (本則税率：15,000円/kl)	8,432	・地方の一般財源
	自動車取得税	乗用車、トラック、バス、軽自動車等	・自家用 取得価額の5% ・営業用及び軽自動車 " 3% (本則税率：いずれも3%)	2,286	・地方の一般財源
	自動車税	乗用車、トラック、バス等（軽自動車等を除く）	(例) 乗用車 排気量2,000ccクラス ・自家用 39,500円（年） ・営業用 9,500円（年）	16,272	・地方の一般財源
	軽自動車税	軽自動車、小型二輪車、原付自転車等	(例) 軽乗用車 ・自家用 7,200円（年） ・営業用 5,500円（年）	1,792	・地方の一般財源

(注) 1. 税込は、国税は当初予算額、地方税は地方財政計画額である。

2. 揮発油税、地方揮発油税及び自動車重量税の税率は租税特別措置法、軽油引取税及び自動車取得税は地方税法附則による特例税率。

## 石油関係諸税の税収の推移

(単位：億円)

年度 税目	昭和 55	60	平成 元	5	10	15	17	18	19	20	21	22
揮 発 油 税	15,474	16,678	19,203	21,993	26,636	28,854	29,084	28,567	28,204	25,719	26,630	25,760
地 方 揮 発 油 税 (21. 3. 31までは地方道路税)	2,783	2,999	3,453	3,543	2,850	3,087	3,112	3,057	3,018	2,856	2,850	2,756
石 油 ガ ス 税	297	310	317	302	289	285	285	279	273	260	260	240
航 空 機 燃 料 税	577	616	724	907	1,065	1,075	1,047	1,069	1,040	988	981	910
石 油 石 炭 税 (15. 9. 30までは石油税)	4,041	4,004	4,732	4,907	4,767	4,783	4,931	5,117	5,129	5,110	4,800	4,800

(備考) 1. 平成20年度までは決算額、平成21年度は補正後予算額、平成22年度は予算額である。

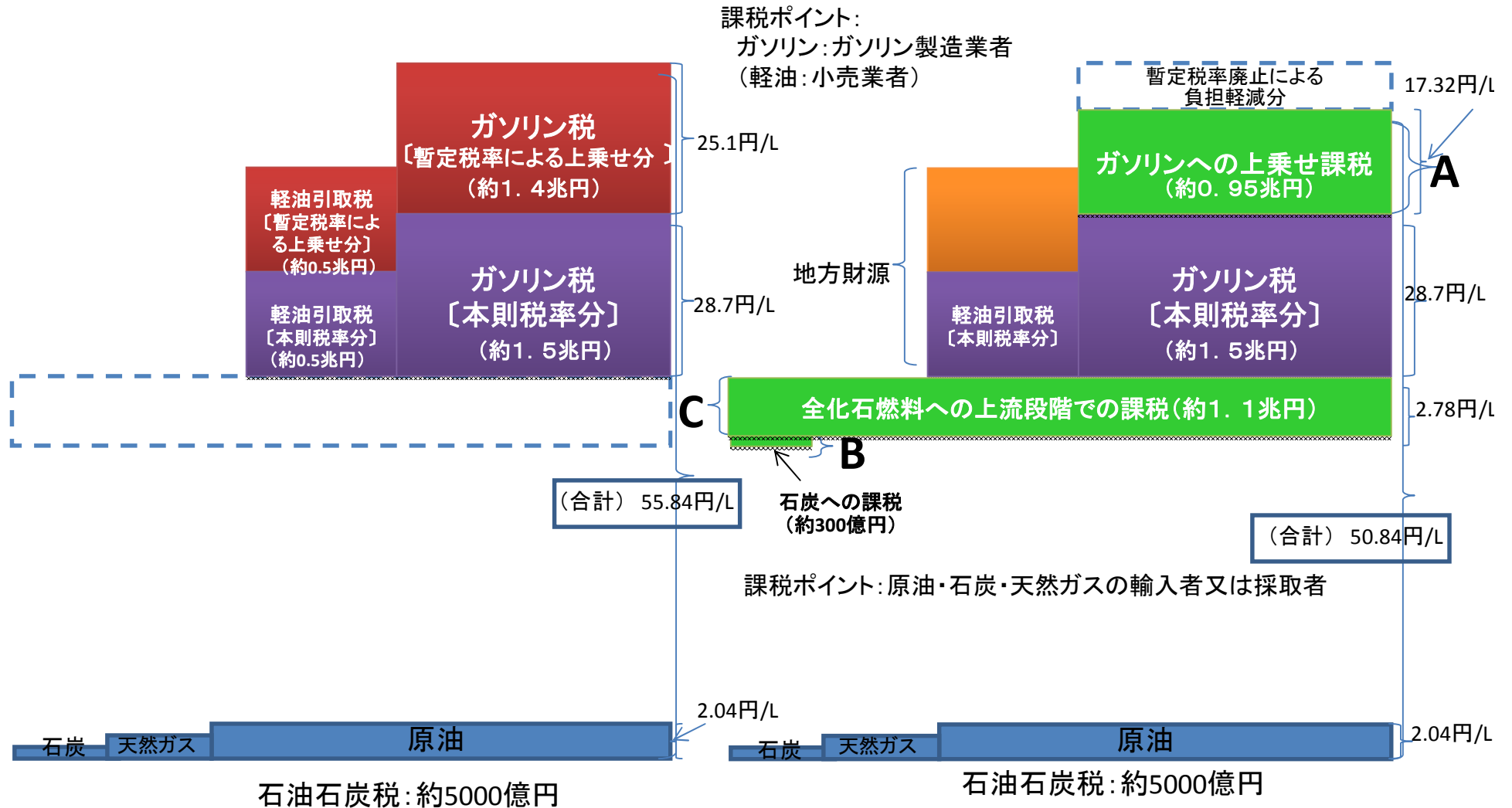
2. 揮発油税(昭和60年度から平成20年度まで)、石油ガス税及び航空機燃料税は、それぞれ特別会計分を含む。

# 平成22年度改正に向けた環境省の要望の概要

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

## 〔 現行制度 〕

## 〔 導入後 〕





## 燃料種別のCO<sub>2</sub>排出量の推移

- 1990年比で燃料種別のCO<sub>2</sub>排出量をみると、電力部門における石炭消費量の大幅増加等により、石炭・石炭製品からの排出量が増加（+46.8%）。
- 自動車関係では、ガソリンからの排出量が増加（+31.7%）一方、軽油からの排出量はディーゼル車の保有台数の減少等により▲6.9%の減少。

## 燃料種別CO<sub>2</sub>排出量の推移

（単位：億トン）

燃料種	1990年	2007年	構成比	1990年⇒2007年
石炭・石炭製品	3.08	4.52	36.6%	46.8%
ガソリン	1.04	1.37	11.1%	31.7%
軽油	0.99	0.92	7.4%	-6.9%
その他の燃料	5.58	5.55	44.9%	-0.5%
計	10.68	12.35	100%	15.6%

〈出典〉温室効果ガス排出・吸収目録

（注）環境省は、2007年における温室効果ガス排出量のうち、原子力発電所の稼働率低下によるものを約6,900万 t と推計している。

## 運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の推移

○1990年（温暖化対策の基準年）比で、CO<sub>2</sub>排出量が運輸部門全体で+14.6%の増加。

○運輸部門の約9割は自動車交通であり、特に、5割を占める自家用車（ガソリンを主に使用）が、41.6%増加。

### 運輸部門概況

（単位：億トン）

排出源	1990年	2007年	構成比	1990年⇒2007年
貨物車・トラック	0.95	0.89	35.6%	-6.2%
自家用車	0.85	1.20	48.2%	41.6%
バス・タクシー	0.10	0.09	3.6%	-9.7%
その他	0.28	0.32	12.7%	12.1%
計	2.17	2.49	100%	14.6%

〈出典〉 温室効果ガス排出・吸収目録

### （参考）部門別CO<sub>2</sub>排出量の推移

（単位：億トン）

部門	1990年	2007年	構成比	1990年⇒2007年
産業	4.82	4.71	36.1%	-2.3%
運輸	2.17	2.49	19.1%	14.6%
業務	1.64	2.36	18.1%	43.8%
家庭	1.27	1.80	13.8%	41.2%
計	11.44	13.04	100%	14.0%

〈出典〉 温室効果ガス排出・吸収目録

## 欧州諸国における環境関連税制の主な変遷

イギリス	<p><b>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ</b> 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p><b>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。 ※ 政府と気候変動合意を締結した業界団体は、気候変動税が軽減され、排出量取引制度を目標達成のために利用することが可能。</p>
ドイツ	<p><b>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p><b>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大</b> 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p><b>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入</b> 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p>
オランダ	<p><b>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入</b> 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p><b>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合</b> ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p><b>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定</b> 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。 ※ 2008年には、EU-ETS参加部門以外への増税に力点を置いたエネルギー関連諸税の税率引上げを実施。</p>
スウェーデン	<p><b>1991年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入</b> 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油、重油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ エネルギー税を軽減する一方、二酸化炭素税はほぼ毎年税率を引上げ。</p> <p><b>2001年 「税制のグリーン化」の開始</b> 家庭部門に対して、電気に係るエネルギー税及び二酸化炭素税の増税を開始。以後、ほぼ毎年増税を実施。 ※ EU-ETS参加部門に対するCO<sub>2</sub>税の減税措置が欧州委員会により承認された（2008年）。</p>
デンマーク	<p><b>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入</b> 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。 ※ EU域内におけるエネルギーに係る最低税率が守られることを条件に、EU-ETS参加部門に対するCO<sub>2</sub>税の免税措置が欧州委員会により承認された（2009年）。</p>

（出典）各国政府資料及びOECD資料

## 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

- 我が国の環境課税は、環境先進国と言われる欧州主要国と比較すれば、全般的に低い水準。

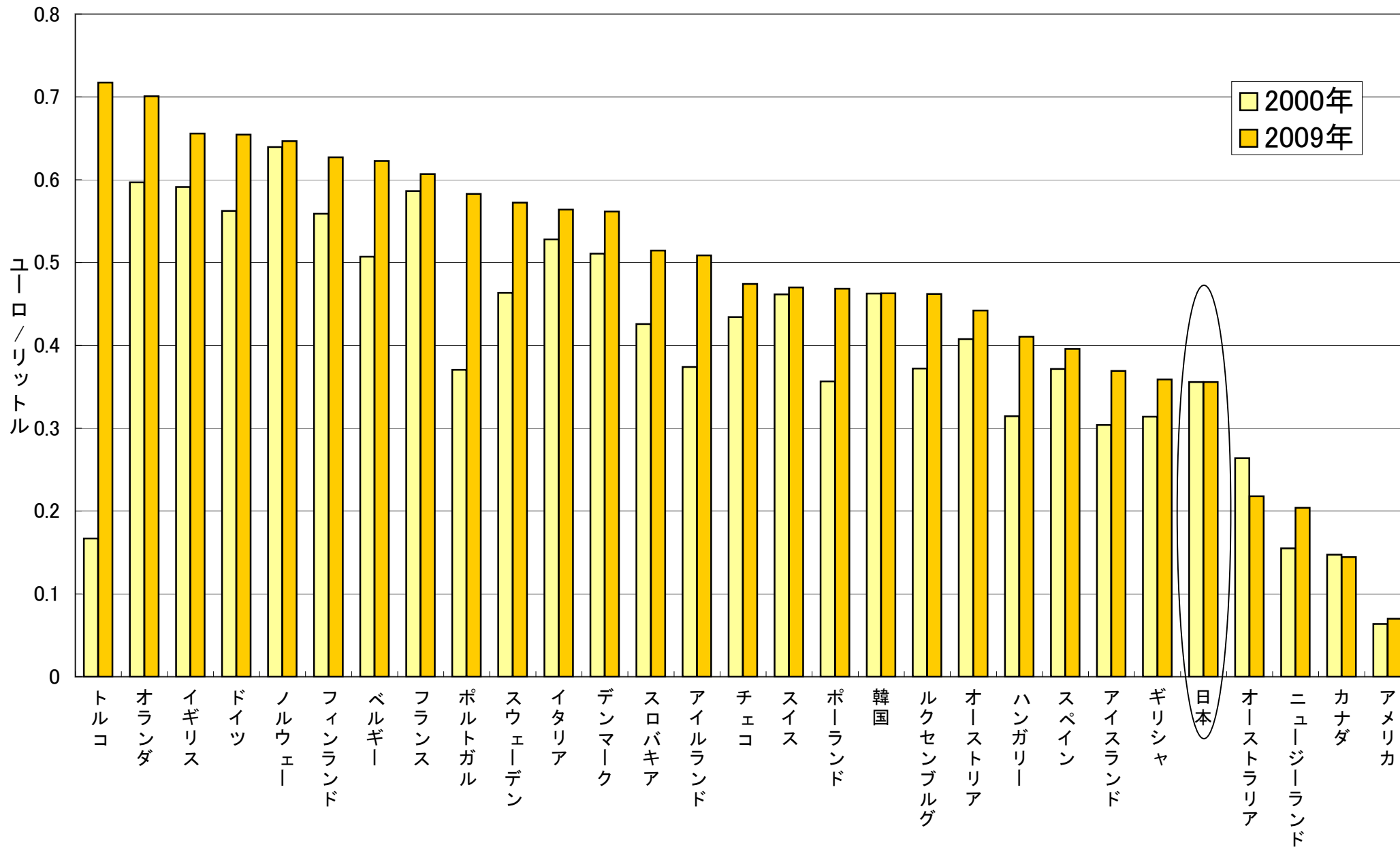
	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕	2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕	4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕	0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税:84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税:59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税:2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	—
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 80.05 —付加税 : 6.68 —戦略備蓄料 : 0.95	50.90 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : 42.89 —付加税 : 7.52 —戦略備蓄料 : 0.49	8.43 (円/ℓ) 〔液体燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 8.08 —戦略備蓄料 : 0.35	6.25 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 6.09 —戦略備蓄料 : 0.17	4.10 (円/kg) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 3.92 —戦略備蓄料 : 0.18	0.326 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税〕 —基本税 : — —付加税 : 0.308 —戦略備蓄料 : 0.018
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98〕 〔CO2 税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24〕 〔CO2 税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97〕 〔CO2 税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69〕 〔CO2 税 : 4.16〕	66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09〕 〔CO2 税 : 5.83〕	12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016〕 〔CO2 税 : 1.651〕

## 日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりの エネルギー課税の税率の比較

- 欧州各国とも、エネルギー課税全体として見れば単純なCO2比例とはなっておらず、ガソリン、軽油に重課している。

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕	34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕	6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕	881 (円) 〔気候変動税 : 881〕	1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕
ドイツ	39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕	25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕	1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕	510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕	1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕
フランス	36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕	22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕	859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕	510 (円) 〔石炭税 : 510〕	907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕
フィンランド	37,768 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 34,479 -付加税 : 2,879 -戦略備蓄料 : 410〕	19,435 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 16,375 -付加税 : 2,872 -戦略備蓄料 : 187〕	3,112 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,982 -戦略備蓄料 : 130〕	2,595 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,526 -戦略備蓄料 : 68〕	1,277 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 1,221 -戦略備蓄料 : 56〕
デンマーク	33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕	22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕	15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕	13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕	20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕

# OECD諸国のガソリン課税の推移



(出典) OECD/European Environmental Agency - Database on instruments used for environmental policy and natural resource management

(注1) カナダ、アメリカについては、連邦税と州税を合算した税額

(注2) 為替レートについては、2008年の年平均レートで各国通貨をユーロに換算したもの(円については151.2円/ユーロ)

(注3) 各国とも、消費税、小売売上税、付加価値税は算入していない(日本については揮発油税・地方揮発油税のみ)

# OECD 環境統計 — 環境関連歳出と税制 (抄)

## ( OECD “Environmental Data — Environmental Expenditure and Taxes” )

**表4A 環境関連税制の内訳 (抄)**

( Structure of Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年(億ドル)

課 税 対 象	日 本
<b>エネルギー物品 (Energy products)</b>	<b>485</b>
輸送目的	406
うち、ガソリン	297
生活上の使用目的	79
化石燃料	44
電気	34
<b>自動車、その他輸送手段 (Motor vehicles and transport)</b>	<b>291</b>
取引課税	42
保有課税	249

- 軽油引取税
- 石油ガス税
- 航空機燃料税
- 揮発油税
- 地方道路税
- 石油石炭税
- 電源開発促進税
- 自動車取得税
- 自動車重量税
- 自動車税
- 軽自動車税

**表4B 環境関連税制の税収 (抄)**

( Trends in Revenues from Environmentally Related Taxes )

2004年

	GDP 比 (% of GDP)			税 収 (億ドル)		
	うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段		うち エネルギー 物品	うち自動車 その他 輸送手段	
デンマーク	4.8	2.5	1.9	117	61	48
オランダ	3.6	1.9	1.3	216	117	79
フィンランド	3.3	1.9	1.2	61	37	23
イタリア	3.0	2.2	0.4	513	379	74
イギリス	2.6	2.0	0.5	564	443	103
ドイツ	2.5	2.2	0.4	697	601	96
フランス	2.1	1.6	0.2	442	334	42
日本	1.7	1.1	0.6	776	485	291
カナダ	1.2	1.0	0.2	125	99	24
アメリカ	0.9	0.6	0.3	1,056	694	346
OECD 平均	1.8	1.3	0.4			

(注1) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

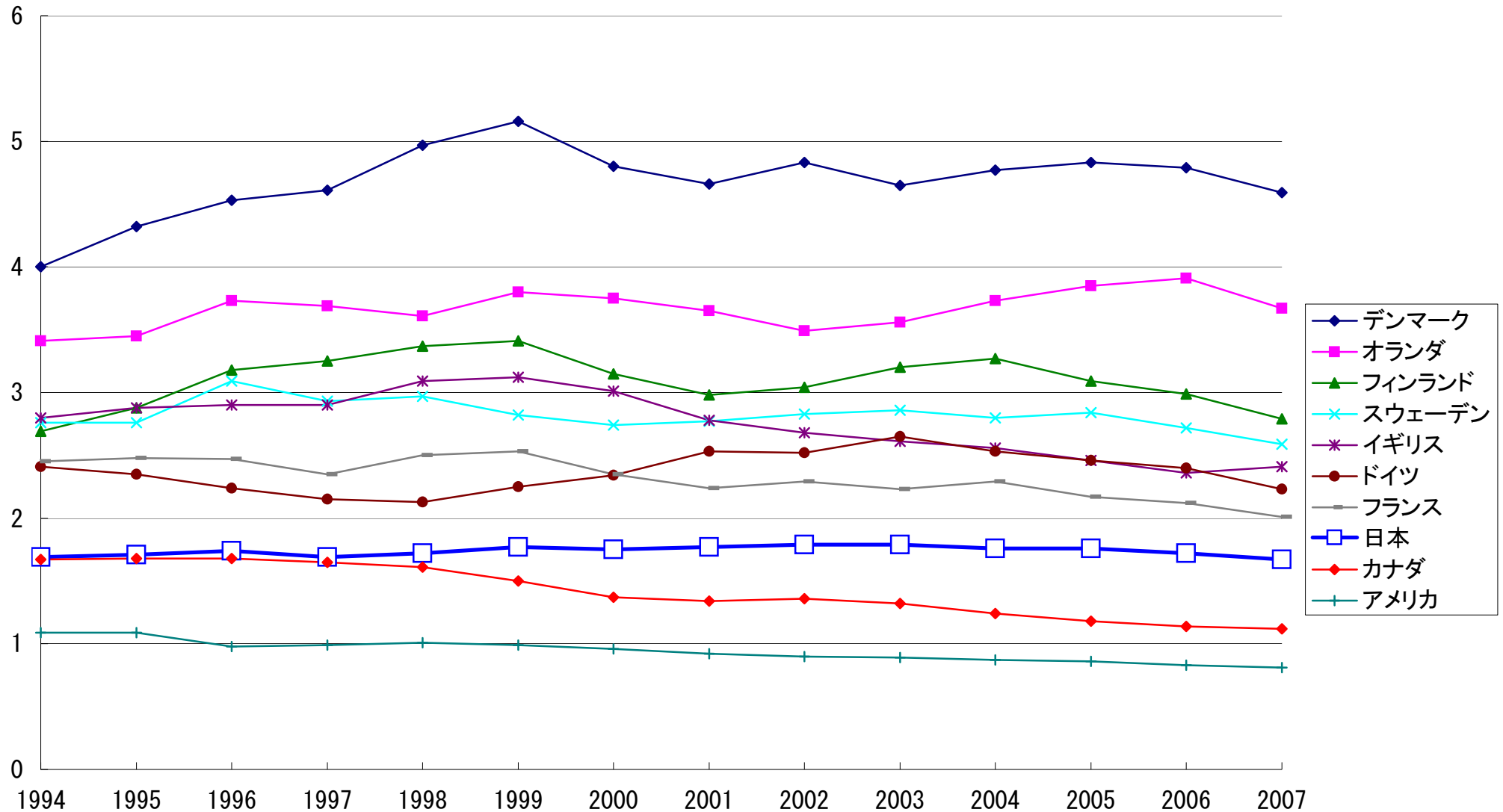
- ・ 特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・ 税の名称及び目的は基準とはならない
- ・ 税の用途が定まっているかは基準とはならない

(注2) 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。

(注3) GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。

# 主要国の環境関連税収の対GDP比

対GDP比 (%)



(出典) OECD 「Economic Instruments database」

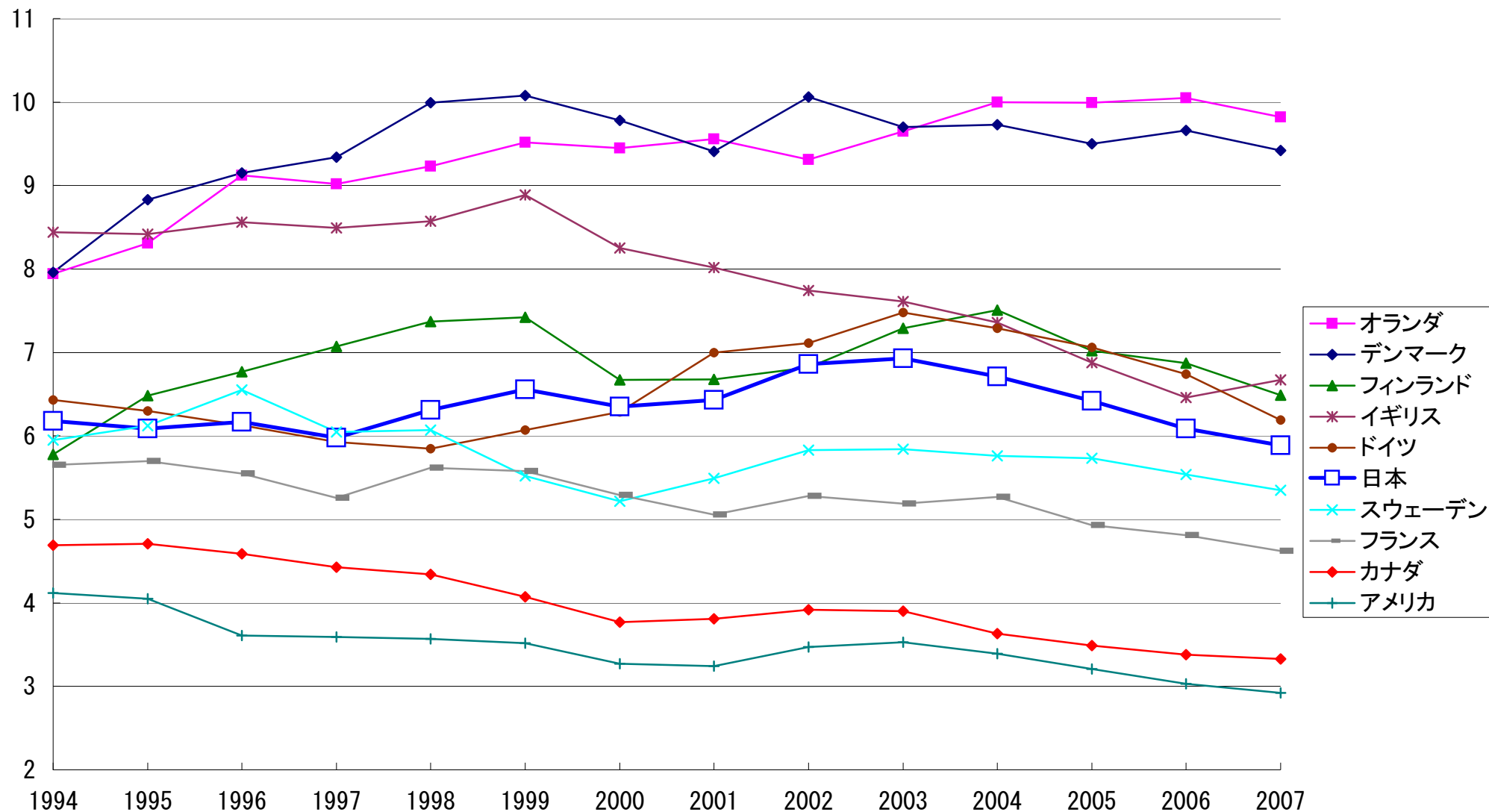
(注) OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes) の定義は、以下のとおり。

- ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・税の名称及び目的は基準とはならない
- ・税の用途が定まっているかは基準とはならない



# 主要国の環境関連税収の対総税収比

対総税収比 (%)



(出典)OECD「Economic Instruments database」

(注)OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。

- ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い
- ・税の名称及び目的は基準とはならない
- ・税の用途が定まっているかは基準とはならない